

国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第一条関係）

1

○ 国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号）（抄）（第二条関係）

12

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員） 第二条 法第二条第一項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものは、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて財務大臣が定めるものを除く。）とする。ただし、第七号から第九号までに掲げる者にあつては、地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。 一 八（略） 九 前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、次のいずれにも該当するもの イ（略） （削る） ロ（略） 2（略） 附 則 （厚生年金保険給付積立金等の運用の特例） 第三条（略） （特定減額特例対象者に係る組合員の資格に関する経過措置） 第三条の二 当分の間、行政執行法人に使用される第二条第一項第	（職員） 第二条 法第二条第一項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものは、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて財務大臣が定めるものを除く。）とする。ただし、第七号から第九号までに掲げる者にあつては、地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。 一 八（略） 九 前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、次のいずれにも該当するもの イ（略） ロ 報酬月額（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして財務省令で定めるものを除く。）について、法第四十条第八項及びこの政令第十一条の二の二の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。 ハ（略） 2（略） 附 則 （厚生年金保険給付積立金等の運用の特例） 第三条（略） （新設）

- 九号に掲げる者のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同法第二条第一号に規定する労働者であつて、その者の報酬月額（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして財務省令で定めるものを除く。）について法第四十条第八項及びこの政令第十一条の二の二の規定の例により算定した額が八万八千円未満であるもの（以下この条において「特定減額特例対象者」という。）については、法第三十七条第一項の規定にかかわらず、特定組合（当該行政執行法人の職員を組合員とする組合をいう。次項及び第五項において同じ。）の組合員としない。
- 2 前項の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより特定組合に申出をした特定減額特例対象者は、特定組合の組合員とする。
- 3 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日から、同項の規定による組合員の資格を取得する。
- 4 組合員が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の行政執行法人に引き続き使用される場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その該当するに至つた日から、同項の規定による組合員となつたものとみなす。
- 5 第二項の規定による組合員（前項の規定により当該組合員とみなされた者を含む。以下この条において「特定減額特例対象組合員」という。）は、いつでも、財務省令で定めるところにより特定組合に申出をし、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失することができる。
- 6 特定減額特例対象組合員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実が生じた日に更に組合員の資格を取得したときは、その日）から、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失する。
- 一 前項の申出が受理されたとき。
- 二 特定減額特例対象者でなくなつたとき。
- 三 死亡したとき、又は退職したとき。

7 特定減額特例対象者であつた者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第三条の二第一項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた日のうち直近の日」とする。

8 特定減額特例対象組合員が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合には、法第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十条第七項及び第八項並びに第四十五条第二項の規定その他財務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）は、適用しない。

9 特定減額特例対象組合員が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第六十一条第二項並びに第一百条第一項及び第二項の規定その他財務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については、同日に組合員の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。

第三条の三 前条の規定は、法人等（組合、連合会、国立大学法人等、法第二百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち法別表第二に掲げるもの、郵政会社等又は法附則第二十條の七第一項に規定する適用法人をいう。附則第七条の三の四及び第七条の三の七において同じ。）に使用される者について準用する。この場合において、前条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者」と、同条第七項から第九項までの規定中「職員に」とあるのは「職員に準ずる者として組合の運営規則で定める者に」と読み替へるものとする。

（新設）

（一時金の請求ができない事由となる受給権を有したことがある
給付）

第七条の三の三 （略）

（行政執行法人又は法人等に使用される短時間組合員に係る費用
負担に関する特例）

第七条の三の四 法附則第十四条の二の政令で定める者は、行政執
行法人又は法人等に使用される短時間組合員（次の各号のいづれ
にも該当する者をいう。次条から附則第七条の三の七までにおい
て同じ。）とする。

一 第二条第一項第九号に掲げる者（法人等に使用される者にあ
つては、同号に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定
める者）

二 標準報酬の等級（法第四十条第二項の規定により読み替えて
適用する同条第一項の規定による標準報酬の等級をいう。附則
別表において同じ。）が第一級から第九級までの等級である組
合員

第七条の三の五 次の各号に掲げる行政執行法人（既にこの項の申
出をした行政執行法人を除く。以下この条において同じ。）は、
当該各号に定める日（第四項及び第五項において「申出基準日」
という。）から起算して二年を経過した日が属する月の前月まで
の間に、財務省令で定めるところにより特定組合（当該行政執行
法人の職員を組合員とする組合をいう。同項において同じ。）に
申出をした場合は、法第九十九条第二項（第一号及び第五号に係
る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、行政執行法人
に使用される短時間組合員に係る行政執行法人の負担すべき同項
第一号及び第五号の負担金（標準報酬の月額に係る負担金に限る
。以下この項、第六項及び第七項において「短時間組合員に係る
負担金」という。）の負担の割合を、附則別表各号に掲げる期間

（一時金の請求ができない事由となる受給権を有したことがある
給付）

第七条の三の三 （略）

（新設）

（新設）

の区分に応じて当該各号に定める割合（以下この項及び附則別表において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間組合員に係る負担金の額のうち、短時間組合員に係る標準報酬の月額に短期給付等に係る費用負担率（短期給付（第二十二条第一項の規定により算定した費用の額をいう。）及び福祉事業に係る法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に二を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た金額に相当する金額に増加負担割合を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。第四項において「負担金調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかつたものとみなす。

一 令和八年十月一日以後に国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第百六十五号。以下この項及び次項において「令和四年改正政令」という。）附則第三条第四項の申出をした行政執行法人 当該申出が受理された日

二 当該行政執行法人に使用される特定勤務者（令和四年改正政令附則第三条第八項に規定する特定勤務者をいう。次号並びに次項第四号及び第五号において同じ。）の総数が常時十人以下の行政執行法人（前号及び次号に掲げる行政執行法人を除く。）

） 令和十七年十月一日

三 当該行政執行法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人以下の行政執行法人であつて、令和九年十月一日以後に特定法人（令和四年改正政令附則第三条第八項に規定する特定法人

2 をいう。次項第一号及び第三号において同じ。）となつた行政 執行法人（第一号に掲げる行政執行法人を除く。） 当該特定 法人となつた日 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行政執行法人は、同項の 申出をすることができない。	一 令和八年十月一日において現に特定法人である行政執行法人 二 令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第二 項本文に規定する特定法人に該当しなくなつた行政執行法人と なり、その後同日までの間に同項ただし書の申出がされていな い行政執行法人	三 令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第四 項の申出（二回以上当該申出をした場合にあつては、これらの うち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月 三十日までの間に同条第六項の申出がされていない行政執行法 人（この間に特定法人となつた行政執行法人を除く。）	四 令和八年十月一日以後に設立された行政執行法人であつて、 当該行政執行法人が設立された日において当該行政執行法人に 使用される特定勤務者の総数が常時五十人を超えるもの	五 令和八年十月一日から前項各号に掲げる行政執行法人のいづ れかに初めて該当した日の前日までの間に、当該行政執行法人 に使用される特定勤務者の総数が常時五十人を超えていた行政 執行法人	六 前項各号に掲げる行政執行法人のいづれかに該当したにもか かかわらず、当該該当した日から起算して二年を経過した日の属 する月の前月までに同項の申出がされないで、当該該当した行 政執行法人に該当しなくなつた後に再び同項各号に掲げる行政 執行法人のいづれかに該当するに至つた行政執行法人	3 次の表の上欄に掲げる期間における第一項第二号の規定の適用 については、同号中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄の区 分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
令和九年十月一日	十人以下	三十六人以上				

4	行政執行法人ごとの負担金調整額が零である場合（当該負担金調整額が零である月が申出基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該負担金調整額が零である月以後の期間における当該行政執行法人に係る第一項の規定の適用を停止するものとする。	
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
5	行政執行法人は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から申出基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、財務省令で定めるところにより、特定組合に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。	
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
6	第一項の申出をした行政執行法人が、当該行政執行法人の負担すべき短時間組合員に係る負担金を負担していないときは、その負担をしていない月以降の月分の法第九十九条第二項第一号及び第五号の掛金及び負担金については、第一項の規定は、適用しない。	
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
7	第一項の規定は、同項の申出があつた日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間組合員に係る負担金について適用する。ただし、第四項の規定により第一項の規定の適用を停止した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。	
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
8	前各項に定めるもののほか、第一項の申出をした行政執行法人	
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日
	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	令和十七年十月一日

に使用される短時間組合員が組合員の資格を取得した月にその資格を喪失した場合の届出その他の手続に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第七条の三の六 前条第一項の規定の適用を受ける行政執行法人に

使用される短時間組合員の掛金（標準報酬の月額に係る掛金に限る。）に係る第二十二條第四項の規定の適用については、同項中「おける組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額で除し、これに百分の五十」とあるのは、「おける組合員の標準報酬の月額及び当該組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額で除し、これに百分の五十から附則第七条の三の五第一項に規定する増加負担割合を控除して得た率」とする。

第七条の三の七 前二条及び附則別表の規定は、法人等を使用される短時間組合員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる附則第七条の三の五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	附則第三条第四項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第四項
第一項第二号及び第三号	附則第三条第八項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第八項
第二項第二号	附則第三条第二項本文	附則第四条第三項において準用

（新設）

（新設）

第二項第三号	附則第三条第四項	する令和四年改 正政令附則第三 条第二項本文
		附則第四条第三 項において準用 する令和四年改 正政令附則第三 条第四項

（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）
 第七条の四 法附則第十四条の二の二第一項に規定する政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一 三（略）

2 法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした組合の任意継続組合員及び特例退職組合員に対する同項の規定の適用については、同項中「第百条第一項及び第二項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令第五十一条第一項及び第二項又は附則第六条第一項及び第二項」と、「組合員」とあるのは「任意継続組合員又は特例退職組合員」と、「政令で定めるもの」とあるのは「同令第五十一条第一項若しくは第二項若しくは附則第六条第一項若しくは第二項に規定する対象月、任意継続組合員若しくは特例退職組合員の資格を喪失した日の属する月（任意継続組合員又は特例退職組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）又は任意継続組合員若しくは特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなった日の属する月（当該任意継続組合員又は特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなった日の属する月を除く。）」とする。

3 法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における第二十二条第四項の規定の適用については、同項中「資格を有する組合員」とあるのは、

（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）
 第七条の四 法附則第十四条の二の二第一項に規定する政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一 三（略）

2 法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした組合の任意継続組合員及び特例退職組合員に対する同項の規定の適用については、同項中「第百条第一項及び第二項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令第五十一条第一項及び第二項又は附則第六条第一項及び第二項」と、「組合員」とあるのは「任意継続組合員又は特例退職組合員」と、「政令で定めるもの」とあるのは「同令第五十一条第一項若しくは第二項若しくは附則第六条第一項若しくは第二項に規定する対象月、任意継続組合員若しくは特例退職組合員の資格を喪失した日の属する月（任意継続組合員又は特例退職組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）又は任意継続組合員若しくは特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなった日の属する月（当該任意継続組合員又は特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなった日の属する月を除く。）」とする。

3 法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における第二十二条第四項の規定の適用については、同項中「資格を有する組合員」とあるのは、「資

「資格を有する組合員及び法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとされる組合員」とする。

4 外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合において介護保険第二号被保険者の資格を有しない在外組合員から法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における第二十二條の二第二項の規定の適用については、同項中「算定する」とあるのは、「算定する。ただし、外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合にあつては、在外組合員とその他の者」とに区分して算定する」とする。

附則別表

一 附則第七条の三の五第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じてそれぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十五
第三級	百分の二十五
第四級	百分の二十五
第五級	百分の二十
第六級	百分の十四
第七級	百分の九
第八級	百分の五
第九級	百分の二

二 附則第七条の三の五第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があつた日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間 次の表の

格を有する組合員及び法附則第十四条の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとされる組合員」とする。

4 外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合において介護保険第二号被保険者の資格を有しない在外組合員から法附則第十四条の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における第二十二條の二第二項の規定の適用については、同項中「算定する」とあるのは、「算定する。ただし、外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合にあつては、在外組合員とその他の者」とに区分して算定する」とする。

（新設）

上欄に掲げる標準報酬の等級に応じてそれぞれ同表の下欄に定める増加負担割合	
標準報酬の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第四級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第五級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第六級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第七級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第八級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第九級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

○ 国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第二条 国家公務員共済組合法第二条第一号及び第三十七条第一項並びに第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「新国共済令」という。）第二条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号、第二号及び第四号（第一号又は第二号に掲げる者に準ずる場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定によりこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）において同法第三条第一項に規定する組合（以下この条において「組合」という。）の組合員の資格を取得した者（同法第二条第七号に掲げる各省各庁（以下「各省各庁」という。）又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）に所属している者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第五項、第六十七条第三項又は第百二十六条の五第一項の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった間、当該組合の組合員であつたものとみなす。 2 （略） 第三条 令和十七年九月三十日までの間、特定法人以外の行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者（国家公務員共	附 則 （国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第二条 国家公務員共済組合法第二条第一号及び第三十七条第一項並びに第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「新国共済令」という。）第二条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号、第二号及び第四号（第一号又は第二号に掲げる者に準ずる場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定によりこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）において同法第三条第一項に規定する組合（以下この条及び次条において「組合」という。）の組合員の資格を取得した者（同法第二条第七号に掲げる各省各庁（以下「各省各庁」という。）又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）に所属している者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第五項、第六十七、七条第三項又は第百二十六条の五第一項の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であつた間、当該組合の組合員であつたものとみなす。 2 （略） 第三条 当分の間、特定法人以外の行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者（新国共済令第二条第一項第九号に掲

済組合法施行令（以下この項及び第八項において「国共済令」という。）第二条第一項第九号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）については、国家公務員共済組合法第三十七条第一項並びに国共済令附則第三条の二第二項及び第四項の規定にかかわらず、組合（当該行政執行法人の職員を組合員とする同法第三条第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。）の組合員としない。

2 令和十七年九月三十日までの間、特定法人に該当しなくなった行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該行政執行法人が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3 (略)

4 令和十七年九月三十日までの間、特定法人（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間勤務者を使用する行政執行法人を含む。）以外の行政執行法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一・二 (略)

5 (略)

6 令和十七年九月三十日までの間、第四項の申出をした行政執行法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該行政執行法人が特定法人に該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

ける者をいう。以下同じ。）については、国家公務員共済組合法第二条第一項第一号及び第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該行政執行法人の職員をもつて組織する組合の組合員としない。

2 特定法人に該当しなくなった行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該行政執行法人が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、当該行政執行法人の職員をもつて組織する組合に特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3 (略)

4 特定法人（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間勤務者を使用する行政執行法人を含む。）以外の行政執行法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受け

ない旨の申出をすることができ

一・二 (略)

5 (略)

6 第四項の申出をした行政執行法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該行政執行法人が特定法人に該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

7 (略)

8 この条において「特定法人」とは、行政執行法人であつて、当該行政執行法人に使用される特定勤務者（七十歳未満の者のうち、国家公務員共済組合法第二条第一号に掲げる職員（前条第二項の規定により国共済令第二条第二項の規定が適用されない者を含む。）であつて、特定四分の三未満短時間勤務者以外のものをいう。）の総数が常時五十人を超えるものをいう。

第三条の二 次の表の上欄に掲げる期間における前条第八項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人

第四条 (略)

2 (略)

3 前二条の規定は、法人等に使用される者について準用する。この場合において、附則第三条第一項の規定中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者」と、同条第八項の規定中「前条第二項」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「第二条第二項の」とあるのは「第二条第二項の規定に準ずるものとして組合の運営規則で定める」と読み替えるものとする。

7 (略)

8 この条において「特定法人」とは、行政執行法人であつて、当該行政執行法人に使用される特定勤務者（七十歳未満の者のうち、国家公務員共済組合法第二条第一号に掲げる職員（前条第二項の規定により新国共済令第二条第二項の規定が適用されない者を含む。）であつて、特定四分の三未満短時間勤務者以外のものをいう。）の総数が常時五十人を超えるものをいう。

(新設)

第四条 (略)

2 (略)

3 前条の規定は、法人等に使用される者について準用する。この場合において、同条第一項の規定中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者」と、同条第八項の規定中「前条第二項」とあるのは「次条第二項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「第二条第二項の」とあるのは「第二条第二項の規定に準ずるものとして組合の運営規則で定める」と読み替えるものとする。